

指定管理候補者の選定結果について

沖縄県が設置している下記の「公の施設」への指定管理者制度の導入に向け、下記のとおり指定管理候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、令和6年第4回沖縄県議会の議決を経た後に行うこととなります。

記

1. 対象施設

- (1) 施設名称 沖縄県総合福祉センター
- (2) 施設の概要 県民の社会福祉に対する理解を深め、福祉活動への積極的な参加を促進するための総合的な拠点施設として設置
- (3) 設置場所 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1

2. 選定方法

(1) 沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会の設置

[構成員（5人）]

- | | |
|----------------------------------|--------|
| 委員長（学識経験者） | 島袋 裕美 |
| 委員（税務に精通する者） | 比嘉 孝明 |
| 委員（施設の機能又は管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者） | 蔵当 三紀夫 |
| 委員（利用者代表（入居団体）） | 島袋 奈津子 |
| 委員（利用者代表（利用団体）） | 尾尻 孝子 |

(2) 審査の経過

令和6年7月29日 第1回指定管理者制度運用委員会（選定基準等の検討）

令和6年10月23日 第2回指定管理者制度運用委員会（指定管理候補者の選定）

(3) 選定基準等

選定基準（条例第6条基準）	配点
1 県民の公平な利用の確保（第1号） ◆県民の公平な利用の確保	10点
2 施設の効用を最大限発揮させるものであること（第2号前段） ◆施設利用者の増加取組及び維持・危機管理体制等 ◆社会福祉ライブラリーの運営方針 ◆自主計画事業について ◆利用料金の考え方	35点
3 効率的な管理運営を行うこと（第2号後段） ◆収支計画の妥当性について	15点
4 施設管理を安定して行う物的及び人的能力の確保（第3号） ◆団体の経営状況及び事業実績等	20点

◆職員の配置体制等について ◆労働法令の遵守や雇用・労働条件について	
5 その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項（第4号） ◆損害賠償責任保険等の加入について ◆利用料徴収のチェック体制について ◆個人情報の管理体制 ◆その他、特記事項	20点
計	100点

3. 選定結果

(1) 申請団体名 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

(2) 点数（委員5名、500点満点）

順位		選定基準					合計	各委員 平均
		1	2	3	4	5		
第1位	(社福)沖縄県社会福祉協議会	50点	135点	63点	76点	82点	406点	81.2点

4. 指定管理候補者

(1) 団体名 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

(2) 代表者名 会長 湧川 昌秀

(3) 住所 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1

5. 選定理由

沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会において、プレゼンテーションを実施の上、事業計画書等の内容を採点審査した結果、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会が、管理運営方針や業務を行うにあたっての考え方、職員の配置体制などが評価され、沖縄県総合福祉センターの設置目的に沿った管理運営を行うことができるものと認められ、指定管理候補者として選定された。

6. 指定期間(予定)

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで